

私立高等学校の

# 就学支援金 ガイド

学びたい  
気持ちを応援!

【新制度】就学支援金スタート

新制度で私学が  
ぐっと身近になる!

「就学支援金」って、  
どんな制度?

他にもある、“学ぶ意欲”を応援する制度

広島県の「授業料等軽減制度」

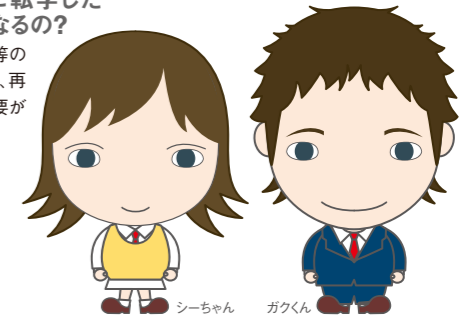
発行・編集 広島県私立中学高等学校協会

●事務局：〒730-0051 広島県広島市中区大手町4-5-7 広島県私学会館内 Tel. 082-241-2805

## 就学支援金Q&A

- Q<sup>1</sup>** 年齢制限はないの?  
**A** ありません。ただし、一度高校を卒業した者および全日制では36カ月、通信制では48カ月を超えて高校に在籍している場合は、支給対象とはなりません。
- Q<sup>2</sup>** 所得確認書類はどこまでのものが必要なの?  
**A** 保護者全員の所得確認書類が必要です。収入のある保護者が複数いる場合は、市町村民税所得割額を合算して要件を満たしているかどうかを確認します。
- Q<sup>3</sup>** 休学・留学・留年の取扱いは?  
**A** 休学する場合は、支給停止を申し出ること、休学を終える場合は支給再開を申し出ることができます。留学の場合は、休学の場合と同様の取扱いですが、さまざまなケースがありますので、学校へご相談ください。留年の場合(1・2年次)は、支給停止とはなりません。定められている支給期間(全日制36カ月)が延長されることはありません。
- Q<sup>4</sup>** 所得確認手続きの時期は?  
**A** 新入生は4月と6月、在校生は6月に手続きが必要になります。
- Q<sup>5</sup>** 申請手続きの回数は? 毎年必要なの?  
**A** 全員が対象の1ヵ月9,900円については、一度手続きを行えばOKです。(ただし転学した場合は再度申請が必要)。所得に応じた申請が必要な場合は、別途手続きが必要になります。詳しくは各学校から案内があります。
- Q<sup>6</sup>** 通信制の支給額はいくら?  
**A** 私立の全日制高校と同額(118,800円)を上限とします。なお、世帯の所得によっては1.5倍または2倍の額を上限とします。また、単位制高等学校の場合は特例として、登録単位に応じて支給します。ただし、支給対象単位数の上限は74単位、年間の上限は30単位とします。詳しくは学校へお聞きください。

- Q<sup>10</sup>** 奨学金の貸与もしくは給付を受けている場合はどうなるの?  
**A** 奨学金の額にかかわらず、生徒(保護者)が負担している授業料について、支給限度額の範囲で支給されます。
- Q<sup>11</sup>** 特待生制度を利用する場合はどうなるの?  
**A** 授業料の免除により、授業料支払いの債務が発生していない生徒(保護者)には支援金は支給されません。授業料の支払いがある生徒(保護者)については、その額を限度として支援金が支給されます。
- Q<sup>12</sup>** 所得確認はどのような手続きが必要なの?  
**A** 所得確認については、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額を活用します。年収はあくまで目安であり、具体的な基準ではありません。所得確認のための提出書類としては、市町村民税所得割額を確認できる課税証明書・納税通知書が必要となります。なお、生活保護世帯は生活保護受給証明書での確認となります。詳しくは学校でお聞きください。
- Q<sup>13</sup>** 年度途中で転学した場合はどうなるの?  
**A** 転入先の高校等の設置者を通じて、再度申請する必要があります。



## 授業料等軽減制度

- Q<sup>1</sup>** 年齢制限は?  
**A** 制限はありません。
- Q<sup>2</sup>** 家計急変があった場合はどうなるの?  
**A** 広島県の軽減制度は家計急変の場合も対応可能な場合があります。学校へご相談ください。
- Q<sup>3</sup>** いままでこの制度はあったの?  
**A** 軽減制度はありましたが、今回対象区分や補助率が拡充され、より軽減が受けられる対象者総数が増えることになります。
- Q<sup>4</sup>** 所得確認はどのような手続きが必要なの?  
**A** 国の就学支援金と同じ手続となります。(就学支援金Q&AのQ8参照) 課税証明も1通を国(就学支援金)と県(授業料等軽減制度)との両方で使用します。国と県それぞれに用意する必要はありません。

### ●協会加盟校

【全日制】修道中学校・高等学校／崇徳中学校・高等学校／広陵高等学校／山陽高等学校／広島県瀬戸内高等学校／広島桜が丘高等学校／進徳女子高等学校／安田女子中学高等学校／比治山女子中学高等学校／広島女学院中学高等学校／ノートルダム清心中・高等学校／広島音楽高等学校／鈴峯女子中学校・高等学校／広島工業大学高等学校／広島なぎさ中学校・高等学校／広島学院中学校・高等学校／広島城北中学校・高等学校／AICJ中学・高等学校／広島文教女子大学附属高等学校／広島翔洋高等学校／広島国際学院高等学校／山陽女学園中等部・高等部／広島新庄中学・高等学校／清水ヶ丘高等学校／呉青山中学・高等学校／呉港高等学校／武田中学校・高等学校／広島三育学院中学校・高等学校／如水館中学高等学校／尾道中学校・高等学校／盈進中学高等学校／福山暁の星女子中学・高等学校／近畿大学附属福山高等学校・中学校／近畿大学附属東広島高等学校・中学校／銀河学院中・高等学校／英数学館中学校・高等学校

【通信制】東林館高等学校／並木学院高等学校

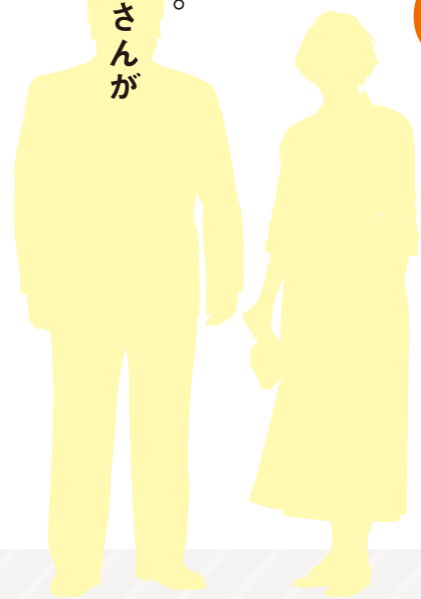
## 広島県私立中学高等学校協会



ご存知ですか。公立高校が安くなった分と同じだけ、私立高校も安くなっているんです。

# 就学支援金って どんな制度？

公立高校の無償化と同時に、私立高校でも始まった「就学支援金」。意外に知られていない新制度の内容について、ここでは保護者の皆さんが疑問に思うポイントを詳しくご紹介します。



## ◎公立高校は授業料無償化。私立高校は？

平成22年4月から「公立高校無償化」がスタートしました。この無償化の対象になるのは、授業料のみで、授業料以外の教材費や修学旅行費、PTA会費等の学校諸費については、従来通り必要です。しかし、従来は9,900円かかっていた授業料は支払わなくてもよくなりました。

これに対して、私立高校では「就学支援金」が給付されることになりました。この新制度では、私立学校へ通う全ての生徒に対して9,900円の支援金が支払われることになり、その結果、すべての保護者が学校へ支払う費用は9,900円ほど安くなることとなりました。従って9,900円・円安くなったという点では、公立・私立ともに同じなんです。

## ◎世帯所得によっては就学支援金を加算。さらに広島県の授業料等軽減制度が..

さらに所得によっては、「就学支援金」が加算されます(詳細は「就学支援金の内容」参照)。この加算支給を受ける場合は、保護者の市町村民税所得割額の合計で判断することになっており、この合計額が18,900円未満であれば50%加算、市町村民税所得割額が非課税の場合や生活保護受給世帯である場合は100%加算となります。また、同要件によって、広島県

独自の「授業料等軽減制度」も適用になります(詳細は「広島県の授業料等軽減制度の内容」参照)。

## ◎通信制はどうなる？

通信制の場合も就学支援金制度が適用されますが、1単位当たりの授業料を設定している場合は、生徒毎に計算して支給額を決定します。詳しくは通信制高等学校へお聞きください。

## ◎すべての手続の窓口は「私立高校」です。手続については、その必要な時期に、学校から案内します。

以上のすべての取扱は、その生徒が在籍する学校が窓口になります。「就学支援金」を受給するための手続や、所得による支援金加算や広島県の授業料等軽減制度の手続もすべて学校が窓口です。新入生は私立高校へ入学することが決まったら、その学校から必ず案内や説明があるはず。また、在校生には手続が必要な時期に説明があるはず。それまでお待ちください。あとは学校の説明に従って手続を進めるだけ。別途必要な書類もありますが、それも学校が詳しくご案内します。

時期については、就学支援金の手続は4月に、支援金加算や広島県の授業料等軽減制度の手続は、新入生は4月と6月の2回、

### 広島県の「授業料等軽減制度」の内容

①県内の対象学校の生徒(世帯)で、保護者の市町村民税所得割額が18,900円未満(年収250万円～350万円未満程度)の場合は、授業料等の2/3の額から就学支援金部分(月額14,850円)を除いた額が軽減されます。結果として就学支援金と合わせると**授業料等の2/3**が軽減されることとなります。(授業料等の上限月額5万円)

②県内の対象学校の生徒(世帯)で、生活保護受給世帯または市町村民税所得割額が非課税(年収250万円未満程度)の場合は、授業料等の全額から就学支援金部分(月額19,800円)を除いた額が軽減されます。結果として就学支援金と合わせると**授業料等の全額**が軽減されることとなります。(授業料等の上限月額5万円)

③上記に該当し、入学時より授業料等軽減を受けられる場合は、**27,000円**を上限として入学時納入金の軽減が受けられます。

### ◎具体的な例(1ヵ月あたりの保護者の授業料等負担額)

1ヵ月の授業料等合計額が33,000円の高校の場合  
(授業料27,000円、施設設備費5,000円、実習費1,000円)

**例Ⅰ** 生活保護受給または市町村民税所得割額が非課税(年収250万円未満程度)の世帯

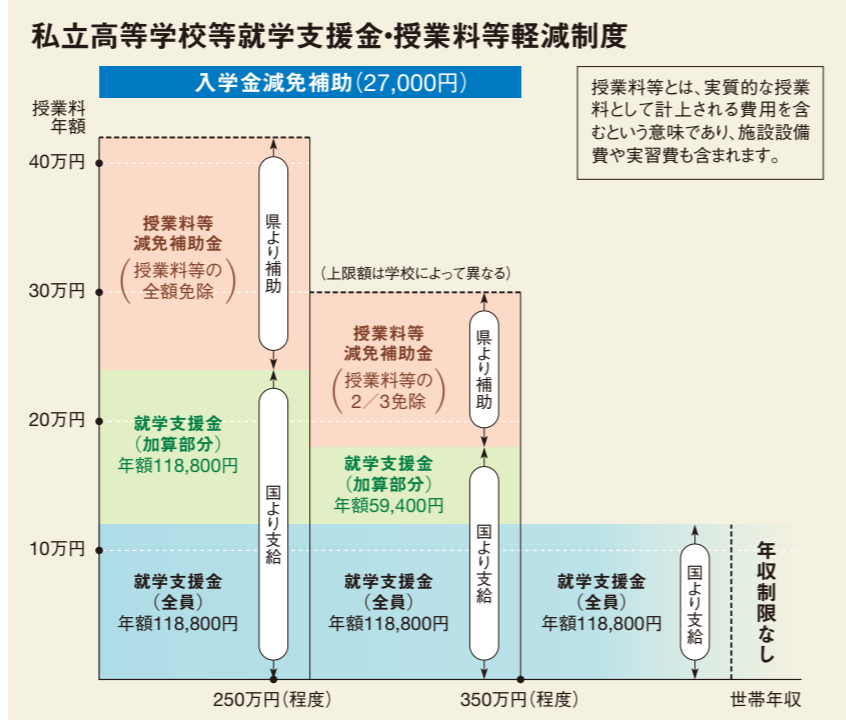
|               |         |                     |
|---------------|---------|---------------------|
| ①就学支援金        | 19,800円 | (9,900円+9,900円(加算)) |
| ②軽減制度         | 13,200円 | (33,000円-19,800円)   |
| ③支給額合計        | 33,000円 |                     |
| ④保護者負担(授業料等)額 | 0円      | (33,000円-33,000円)   |

**例Ⅱ** 市町村民税所得割額が17,000円(18,900円未満)(年収250万円～350万円未満程度)の世帯

|               |         |                       |
|---------------|---------|-----------------------|
| ①就学支援金        | 14,850円 | (9,900円+4,950円(加算))   |
| ②軽減制度         | 7,150円  | (33,000円×2/3-14,850円) |
| ③支給額合計        | 22,000円 |                       |
| ④保護者負担(授業料等)額 | 11,000円 | (33,000円-22,000円)     |

**例Ⅲ** 市町村民税所得割額が19,000円の世帯(例Ⅰ、Ⅱ以外の世帯)

|               |         |                  |
|---------------|---------|------------------|
| ①就学支援金        | 9,900円  |                  |
| ②軽減制度         | 0円      | (対象外)            |
| ③支給額合計        | 9,900円  |                  |
| ④保護者負担(授業料等)額 | 23,100円 | (33,000円-9,900円) |



### ◎身近になった私学。

この新制度によって、月々の学校への納付金は全員が1万円近く下がったことになりました。このことを、ほんの少しであれば、私学が身近になったと考えていただきたいと私たちは思っています。進学の選択肢の中には非私学を入れてください。

### 「就学支援金」の内容

- ①私立高校に在籍する全ての生徒に年間**118,800円**(1ヵ月あたり9,900円)が支給されます。
- ②市町村民税所得割額が18,900円未満(年収250万円～350万円未満程度)の場合は、授業料のうち年額**178,200円**(1ヵ月あたり14,850円)が支給されます。
- ③生活保護受給世帯または市町村民税所得割額が非課税(年収250万円未満程度)の場合は、授業料のうち年額**237,600円**(1ヵ月あたり19,800円)が支給されます。
- ④通信制等の単位制高校(1単位当たりの授業料を設定している)場合は、生徒毎に計算し支給額を決定することとなります。



### 就学支援金 Q&A

手続きは？

支給方法は？

**Q1** 支給の方法は？

A 対象の生徒に直接支給があるわけではなく、学校が代理受領します。従って保護者は学校の授業料から就学支援金の額を差し引いたものを支払うこととなります。



**Q2** 手続きはどうするの？

A 学校がすべて窓口になって手続きに必要なものを案内します。所得に応じた加算を受ける場合は、課税証明等が必要になりますが、1ヵ月あたり9,900円の給付については、簡単な手続きでOKです。新入生は、入学前の説明会等で案内があると思います。

**Q3** 支給される期間はいつまで？

A 全日制は入学後36ヵ月、通信制は入学後48ヵ月が上限となります。全日制では、原則として高校3年生はあと12ヵ月、高校2年生はあと24ヵ月の支給となります。